

(2018年2月23日講演)

11. 「定置漁業の現状と課題」

網代漁業株式会社 代表取締役 泉澤宏氏

網代漁業の泉澤です。静岡県の熱海から来たが、北海道と岩手、宮城でそれぞれ定置網を経営している。最初私から15分ぐらい定置の概要の紹介をして、その後、中村氏から現場での問題点の実際的なことを紹介してもらいたいと思う。

定置漁業の現状と課題であるが、まず定置網漁業の概要である。生産量の位置付けであるが、年間水揚げ数量は43.9万トンである。海面漁業における年間漁獲量の11.7%を占めている。漁業種別漁獲量では3番目に多いということである。資料P1の左下の円グラフに書いてあるが、巻き網が一番多い。その次は底引き網、そして3番目が定置網である。沿岸漁業に占める割合であるが、平成の初めの頃は大体30%の漁獲量を占めていたが、平成20年代に入って40%と増加している。これは漁獲量が減少傾向ながら、ある程度一定水準を保っているということである。それと、ほかの漁法の落ち込みが大きいということも言えると思う。それから生産額であるが、平成18年度のデータであるが、1,480億円の水揚げ金額である。平成18年度以降は公表データがないものであるから、少し古いが、このようなことになっている。

右下の棒グラフは、青が大型定置、オレンジがサケ定置、グレーが小型定置である。右肩下がりであるが、ある程度水準を保って漁獲しているということである。

魚種別の漁獲量であるが、サケが一番多く、サバ、ブリ、マイワシ、マアジ、マス、サワラ、カタクチイワシ、イカ類、ソウダガツオ、スルメイカ、この11種類で大体8割を占める。定置はさまざまな魚種を取ることができるが、上位27種類で約9割の漁獲量を占めるということである(資料P2)。

定置網とはどのような漁法なのかというと、定められた海域に一定期間あるいは1年中漁具を常設して漁獲活動を行う。一回の漁獲操作中に漁具を移動させず大きな仕掛けを一定の場所にセットしてほぼ動かさないという漁法であり、固定漁具を用いることが特徴である。漁具至近を回遊する魚類だけを漁獲対象とする極めて受動的な漁業である。単純な構造で内部への進入や排出が容易である。潮流等の海況に大きく影響を受けやすい。それから最も不得意なことは、魚種の選択的な漁獲活動ができない。例えばクロマグロだけを取らないとか、あるいはサケだけを取るということは、現在の技術ではなかなか難しい(資料P3)。

資料P4は漁具の構造であるが、一番多い落とし網という格好の定置網のタイプである。手前側が陸上と仮定すると、定置網本体と陸上の間を通る魚を漁獲する。そこを垣網という網で遮断して定置網本体のほうに魚を誘導していく。最終的に箱網と呼ばれる場所に魚

群を追い込んで、そこで滞留させる。入り口はじょうごのようなものになっていて、入った魚種がそこからまた逃げるようなことを繰り返して、最終的に網を起こしたときに残っている魚、残存する魚だけを取っていることになる。この基本構造は大正時代に出現したが、現在までこの構造は100年ほど全く変わりがなく、漁業をやっているということである。

定置網が盛んな地域は、取る魚種や漁、時代によって非常に移り変わっている。現在は資料 P5 の状況で、オホーツク、三陸、富山湾、相模湾、あるいは紀伊半島あたり、こういったところの漁獲が多く、定置網の数も多い。

定置網の好漁場の要件とはどういうものかということ、魚群の回遊が多く、魚種が豊富な場所であること、深海が沿岸から入り込んで急深な海域に隣接していること、波浪や潮流の影響を受けにくい穏やかな湾口に位置することなどである。

経営的な要件としてはどういうものがあるかということ、漁村集落から漁場が近く、安定した生産活動が可能であること、漁港、市場等のインフラがある程度充実していること、乗組員が地元地域に存在すること、流通、加工、輸送業者といった処理業者が近くにあること、それから漁場運営に係る経費、これは例えば漁業協同組合に支払う販売手数料等も含めて漁場の運営費あるいは行使料といった経費の負担が少ないこと、そして最後は漁業権の長期的な取得が可能であることである。これは後で申し上げるが、漁業権は5年で消滅するので、現在の定置網、船も網も含めて5年では到底元が取れないので、長期的な漁業権の取得が条件になるということである（資料 P6）。

それでは、漁業権の許可形態はどういうものかということ、都道府県知事免許による漁業権漁業である。全国に1,650件あるが、漁業権者数は1,047で、複数持っている方が存在する。

漁業権は大きく分けて次の3種類に大別されるが、一つは定置漁業権である。存続期間は5年、ブリやサケを取る定置網。

それから、区画漁業権。これは存続期間が5年ないしは10年。カキや魚類の小割養殖などは5年で、生産まで時間がかかる真珠養殖などは10年となっている。

それから、共同漁業権というのがあり、存続期間が10年。これは組合管理型漁業権で、まず漁業協同組合が免許を受けて、そして組合員にまた貸しをするという性格のものである。この3つが大きく漁業権の制度である（資料 P7）。

定置漁業権の数であるが、1,650のうち全体の57%が北海道のサケ定置である。資料 P8 の線グラフは、定置漁業権の数の推移であり、ピークの平成5年というのは、共同漁業権内の小型定置が定置漁業権に移行した年であり、数自体が大きく増えたのではなく、手続き上増えたということである。平成5年から20年間で約2割減っている。特に西日本で減少傾向であるということである。

資料 P9 は定置漁業権の所有形態についてである。個人、法人、あるいは生産組合、漁協などがある。所有者別漁業権の数の推移を平成5年から平成25年まで表したのが P9 のグラフである。個人と漁業協同組合の所有が減少しており、会社の所有が増えている。その

理由は、漁業協同組合が合併に伴って、ある特定の地域の漁業権の権利を温存するために、漁協の合併に定置漁業権の合併までを加えずに組織外に出して法人化していることである。個人の所有が減っているのは、法人化が少しずつ進んでいるということである。漁協の所有が一番多いのは岩手県。会社の経営が多いのは三重県である。個人所有が多いのは石川県あるいは富山県である。歴史的な背景があると思う。

定置網経営の現状であるが、まず 4 つに大きく分けたが、例えばオホーツクのように経営内容の非常に良い場所もあるが、おしなべて全国的には経営不振の事業体が多い。資源状態の悪化など漁獲量の低下あるいは魚価の低迷、それから漁業資材、漁網、船舶、ロープといった物の価格が高騰している、そして燃油も以前から見ればある程度高いということで経費が増加しているといった理由もあり、経営が不振である。

そして、従事者が不足している。経営が不振であるから高い給料を支払えないということで所得水準が低いわけである。それから、新しい設備投資等ができないから旧態依然とした道具を用いると、労働環境があまり良くないということで、やはり乗組員が集まらないのではないかとということである。

それから、閉鎖的な環境というのは、先ほどもあったように漁業権を取得する際、それから漁協に加盟するときには新規参入の障壁があるということである。新しい業者が入ってきたり、活性化するような状態ではないので、漁獲技術の進歩が非常に遅れている。今のようにクロマグロの資源が落ち込んで、クロマグロだけを取らないようにしようということで、例えば IT 技術などを用いて最初にクロマグロが入ったことを陸上で確認するという取り組みも現在行っているが、ただ IT でそういったことが分かっても、問題は沖に行ってどうやって逃がすかということであり、いくら IT が進んでも技術は大正時代のままだということで、この辺で全く技術の進歩がない。また、事業の零細性が継続している。小さな事業所が一つの定置を経営するのが今でもやはり多いということである。

補助金への依存体質もある。設備を更新することについても、船舶を造るにしても、補助金頼みである。漁獲共済あるいは燃油の補助といったものにも頼っているという現状である（資料 P10）。

現行制度の課題であるが、たくさんあるが大きく 2 つ挙げた。1 つは、漁業権免許を取得する際に優先順位がある。何かを決めることには優先順位が必要だろうが、この優先順位が非常にネックになっているわけである。第 1 優先が地元漁民の 7 割以上を含む法人、事実上これは漁業協同組合ということである。第 2 優先は地元漁民の 7 人以上で構成される法人。第 3 順位は第 2 順位、第 3 順位以外の漁業者あるいは漁業従事者。第 4 順位はその他と大別されるが、この 7 割とか 7 人の 7 という数字がどういう理由なのか私は分からないが、7 割以上ということは法人としてはまず不可能な数字であるので、漁業協同組合が第 1 優先で漁業権を取得できるということである。

定置漁業権を漁協が優先取得することが可能であるから、漁業調整の過程で漁協が強力な権限を持ってしまう訳である。それで、表面化しない取引やさまざまな名目の対価性の

ない金銭の徴収が横行し、そういうことが事業者の負担となっている地域がある。

それから、漁業協同組合自身が定置網の経営をしているところでは、組合員や漁業者の雇用確保や所得安定の目的ではなく、組合組織自体の資金源として、運転資金を捻出するために経営している漁業協同組合が多い。自営する定置網を優先するため、その定置網と利害関係のある漁法、例えば巻き網や、かご漁、刺し網漁や縄漁といった近隣海域で競合する漁法を排斥する動きもあり、同じ漁協に所属する組合員の減収を招いている地域もある（資料 P11）。

最後であるが、漁業権漁業自体が問題なのではないかと考える。資料 P12 は漁業権の設定までの流れで、左側は免許の内容の事前決定、右側が免許手続きである。先ほども申し上げたが、5年更新と言うが、実は更新ではなく5年で消滅する、5年後にはまたゼロから積み上げる、漁場計画から積み上げるというのが漁業権漁業の仕組みである。県知事は漁業権の免許の内容（漁業種類、漁場の位置、区域、漁業時期等）を定め、海区漁業調整委員会の意見を聞き、免許の内容たるべき事項、免許予定日、それから申請期間等を定めて公示する、それまでが免許の内容の事前決定ということになる。

公示をすれば今度免許手続きとなるが、まず漁業権希望者は免許申請をする。問題なければ漁業権の免許となるが、例えば一つの定置漁業権をめぐる複数の人間が申請を出したとすると、どちらかあるいはどなたかに決めないといけないので、適格性の審査、それから先ほどの優先順位の審査等に従って免許する。海区調整委員会への諮問・答申となる。

まず免許の内容の事前決定の前の例えば定置漁業の詳細な情報が一般公開はされていない。だから、一般の方々は、どこの漁場が空いているのか、あるいは新たに新しい漁場を開拓する上でどこが適しているのか等、そういう海域の有効活用や、例えば新規参入者の受け入れ等の窓口機構が全く整備されていない。限られた人間だけが知って、限られた人間だけで免許申請をしているというのが実際である。

それから、この定置漁業権というのは、漁業権の行使において漁獲データなどの報告義務はない。また、統計を管理する具体的な組織もないので、実際に例えばクォーター等の魚種別あるいは総数量でもよいが、漁獲規制等を行うに当たって、その実効性を担保することはなかなか難しいのが実態である。それから、漁業調整という現場で行われる調整活動であるが、これはほぼ当事者同士の合意形成に終始している、人間関係の調整と言っても過言ではない。いわゆる経済的な合理性に基づいてどちらに免許するのかということには至っていない。最終的に諮問・答申を行う海区調整委員会は、委員の多くを漁協組合長等の漁協系統役員が占めている。ということで、公益性の欠如した漁協優先の政策となっている地域が多いと思う。私のほうからは以上である。